

今月は、令和3年度税制改正における土地等の固定資産税について負担軽減措置についてご説明します。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和3年6月3日

代表社員 所長 石田 洋祐

今年は梅雨入りが例年より早く、沖縄・奄美地方で5月5日頃に梅雨入りし、近畿・東海地方も5月16日頃で、例年より21日ほど梅雨入りが早かったそうです。関東地方は例年では6月7日頃だそうで、こちらは平年並みになるのでしょうか。

さて、今月も税制改正をご紹介しますが、今回は身近な税金である固定資産税です。

●土地に係る固定資産税等の負担調整措置（令和3年度税制改正）

（1）改正の概要

① 負担調整措置の継続

固定資産税評価額が急激に増加した場合でも、税負担が急激に増えないように税額計算の基礎となる課税標準額を徐々に増やす仕組み（負担軽減措置）が令和3年度から令和5年度まで継続されました。

② 固定資産税・都市計画税の課税標準・税額の据え置き

令和3年度は固定資産税評価額の3年に1度の評価替えの年ですが、評価替えにより、固定資産税評価額が上がった土地は令和3年度に限り、原則として税額を据え置くこととなりました。

固定資産税評価額	評価額が上がった土地	令和3年度に限り、原則として税額を据え置く
3年に1度の評価替え	評価額が下がった土地	下がった固定資産税評価額に基づき課税

（2）留意点

固定資産税評価額の評価替え自体は行われるため、同じく固定資産税評価額を税額計算の基礎とする不動産取得税・登録免許税・相続税等の計算にあたっては、その評価替え後の評価額により計算されます。